

セピアの園短期入所生活介護事業・介護予防短期入所介護事業

運営規程

(目的)

- 第1条 この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。(短期入所生活介護事業)
- 2 その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。(介護予防短期入所介護事業)

(運営方針)

- 第2条 一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護を提供する。
- 2 事業の提供に際し、利用者、その家族に対し、サービスの内容、利用料及び利用期間等について同意を得るものとする。
- 3 利用者の要介護状態・要支援状態に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な援助を行う。
- 4 利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握し、利用者又はその家族に対し必要な援助を行う。
- 5 地域、家族との連携並びに市町村、居宅介護支援事業所、その他居宅サービス事業者等、関係機関、団体との連携に努める。
- 6 この事業は、介護老人福祉施設セピアの園と一体的に運営するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第3条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤1名、介護老人福祉施設の管理者と兼務）
施設長（管理者）は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師（嘱託医） 1名
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上（常勤1名）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（常勤1名、機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 6名以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養管理、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第4条 この事業の利用定員は20名とする。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容)

第5条 この事業は、利用者的心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に向けて適切な援助を行う。

- 2 利用者の健康状態の把握に努め、健康保持のため適切な措置を講ずる。
- 3 日常生活向上のため、適宜レクリエーション等を実施する。
- 4 利用者、その家族に対し、適切な相談、助言を行い必要な援助を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第6条 この事業の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。

- 2 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用。利用料は別表のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 この事業の実施地域は、京田辺市、宇治市、城陽市、木津川市、井手町、精華町とする。

(サービス利用に当つての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- 1 予定した利用日に利用できない場合は事前に連絡すること。
- 2 介護上特に問題のある場合は必ず連絡すること。
- 3 持ち物には全て氏名を記入しておくこと。
- 4 居室や設備、器具は本来の用法に従つて利用すること。
- 5 喫煙は決められた場所以外では行わないこと。
- 6 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- 7 施設内で他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 利用者に心身の異変が生じた場合、その他必要な場合には、家族に連絡するとともに、協力病院へ連絡し、必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第10条 介護老人福祉施設セピアの園の防災計画に基づき、防災の万全を期するとともに、必要な訓練を行う。

2 消防署との密接な連携及び、地元消防団、隣接協力病院との連携強化を図る。

(苦情処理)

第11条 提供したサービスに関する利用者からの苦情等については、迅速かつ適切に対応する。

(虐待の防止)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一. 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うこともできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二. 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三. 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
 - 四. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に介護職員その他の従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第13条 職員は、業務上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 当該入所者又は、他の入所者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束廃止委員会を開催し、必要な手続きを講じ、入所者及びご家族の同意を得て身体拘束を実施する。
- 4 サービスの向上を目指し、職員の資質の向上を図るため職位や経験年数に応じた社会性、専門性を高める研修を実施する。
- 5 職員は、サービスの提供を利用者に強要又は金品その他の利益を收受してはならない。
- 6 この事業の運営規程の概要を見やすい場所に掲示するものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成16年9月1日から施行する。
この規程は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年2月21日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年9月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年8月1日から施行する。
この規程は、令和7年6月1日から成功する。

(別 表)

介護保険給付対象外サービス利用料表

1. 食 費	1 日	1, 545 円
	朝食	320 円
	昼食	700 円
	おやつ	100 円
	夕食	425 円
	(主食大盛)	60 円
2. 居 住 費	1 日 個室	1, 231 円
	1 日 多床室	915 円
3. 事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用	片道	1, 000 円
4. レクレーション、クラブ活動費(希望により参加していただいたとき)		要した費用の実費
5. 理美容代(希望された方)	散髪	1, 500 円
	顔剃り	1, 000 円
6. 特別食費		要した費用の実費
7. 複写物交付料		1 枚 20 円

居宅サービス重要事項説明書

1 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人 愛育会

(2) 法人所在地 京都府京田辺市飯岡南原41番地

(3) 電話番号 0774-65-4881 (代表)

(4) 代表者名 理事長 小川 純達

(5) 開設年月日 1993年4月1日

2 事業所の概要

この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

また、指定介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(1) 事業所の種類

介護老人福祉施設 定員50名

指定短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 定員20名

指定通所介護事業所 介護予防通所・日常生活支援総合事業通所型サービス 定員30名

指定番号 2673200081

(2) 事業所の運営方針

- サービスの提供にあたって、サービス利用者又はその家族に対し、サービスの内容、利用料及び利用期間等について同意を得ます。
- 利用者の要介護状態・要支援状態に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な援助を行います。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握し、利用者又はその家族に対し必要な援助を行います。
- 地域、家族との連携並びに市町村、居宅介護支援事業所、その他居宅サービス事業者等、関係機関、団体との連携に努めます。
- この事業は、介護老人福祉施設セピアの園と一体的に運営するものとします。

(3) 事業所が提供できる居宅サービスの種類

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホーム セピアの園）

通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス

（セピアの園京田辺市デイサービスセンター）

(4) 事業所の設備の概要

○ 短期入所生活介護（特別養護老人ホームセピアの園）

定員	20名（特養50名）		静養室	1室1床
居室	4人部屋	14室	医務室	1室
	3人部屋	1室	食堂	ホール2箇所
	2人部屋	3室	浴室（2室）	一般浴槽と 特殊機械浴槽
	個室	5室		

(5) 事業所の職員体制（主な職員の配置状況）

（2025年6月1日現在）

職種	員数				職務内容	
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1名			職員・事業の統括	
生活相談員		3名			相談援助	
介護職員		25名		6名	介護業務	
看護職員		3名		2名	健康管理	
機能訓練指導員		1名			機能訓練業務	
管理栄養士		1名			献立・栄養管理	
事務員		2名			事務全般	
医師				1名	健康管理	

3 サービスの利用料金

○ 短期入所生活介護（1日あたり）

＜多床室利用時＞

(6級地 1単位=10.33円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
夜勤職員配置加算			13単位		
看護体制加算Ⅰ			4単位		
看護体制加算Ⅱ			8単位		
サービス提供体制強化加算Ⅱ			18単位		
介護職員等待遇改善加算Ⅰ 所定単位数の合計に14%を乗じた単位数	90単位	100単位	110単位	120単位	130単位
1割負担額	760円	842円	928円	1,010円	1,092円
2割負担額	1,520円	1,684円	1,855円	2,020円	2,184円
3割負担額	2,281円	2,525円	2,783円	3,031円	3,275円
居住費			915円		
食費			1,545円 (朝食320円 昼食700円 おやつ100円 夕食425円) *主食大盛り希望の場合追加 60円/食		
利用料金(1割負担額)	3,220円	3,302円	3,388円	3,470円	3,552円
利用料金(2割負担額)	3,980円	4,144円	4,315円	4,480円	4,644円
利用料金(3割負担額)	4,741円	4,985円	5,243円	5,491円	5,735円
送迎加算(片道)	送迎加算184単位	利用者負担190円+介護職員等待遇改善加算Ⅰ			

※負担額には、介護職員等待遇改善加算の端数処理等の加減により若干の誤差があります。

※食費・居室費負担減免制度対象者につきましては、上記料金より減額となります。

<従来型個室利用時>

(6 級地 1 単位=10.33 円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準単位	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
夜勤職員配置加算	13 単位				
看護体制加算 I	4 単位				
看護体制加算 II	8 単位				
サービス提供体制強化加算 II	18 単位				
介護職員等処遇改善加算 I 所定単位数の合計に 14% を乗じた単位数	90 単位	100 単位	110 単位	120 単位	130 単位
1 割負担額	760 円	842 円	928 円	1,010 円	1,092 円
2 割負担額	1,520 円	1,684 円	1,855 円	2,020 円	2,184 円
3 割負担額	2,281 円	2,525 円	2,783 円	3,031 円	3,275 円
居住費	1,231 円				
食費	1,545 円 (朝食 320 円 昼食 700 円 おやつ 100 円 夕食 425 円) * 主食大盛り希望の場合 追加 60 円/食				
利用料金 (1 割負担額)	3,536 円	3,618 円	3,704 円	3,786 円	3,868 円
利用料金 (2 割負担額)	4,296 円	4,460 円	4,631 円	4,796 円	4,960 円
利用料金 (3 割負担額)	5,057 円	5,301 円	5,559 円	5,807 円	6,051 円
送迎加算 (片道)	送迎加算 184 単位 利用者負担 190 円 + 介護職員等処遇改善加算 I				

※負担額には、介護職員等処遇改善加算の端数処理等の加減により若干の誤差があります。

※食費・居室費負担減免制度対象者につきましては、上記料金より減額となります。

介護予防短期入所生活介護（1日あたり）

(個室ご利用の場合)

(1単位=10.33円)

	要支援1	要支援2
基準単位	451単位	561単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ <small>所定単位数の合計に14%を乗じた単位数</small>	66単位	81単位
1割負担額	553円	682円
2割負担額	1,105円	1,363円
3割負担額	1,658円	2,045円
居住費	1,231円	
食費	1,545円 (朝食320円 昼食700円 おやつ100円 夕食425円) *米飯大盛り希望の場合 追加60円/食	
利用料金(1割負担額)	3,329円	3,458円
利用料金(2割負担額)	3,881円	4,139円
利用料金(3割負担額)	4,434円	4,821円
送迎加算(片道)	送迎加算184単位 利用者負担190円 +介護職員等処遇改善加算Ⅰ	

(多床室ご利用の場合)

(1単位=10.33円)

	要支援1	要支援2
基準単位	451単位	561単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ <small>所定単位数の合計に14%を乗じた単位数</small>	66単位	81単位
1割負担額	553円	682円
2割負担額	1,105円	1,363円
3割負担額	1,658円	2,045円
居住費	915円	
食費	1,545円 (朝食320円 昼食700円 おやつ100円 夕食425円) *米飯大盛り希望の場合 追加60円/食	
利用料金(1割負担額)	3,013円	3,142円
利用料金(2割負担額)	3,565円	3,823円
利用料金(3割負担額)	4,118円	4,505円
送迎加算(片道)	送迎加算184単位 利用者負担190円 +介護職員等処遇改善加算Ⅰ	

※負担額には、介護職員等処遇改善加算の端数処理等の加減により若干の誤差があります。

※医師の指示による療養食利用者には、療養食加算(1食)8単位が加算されます。(療養食加算は医師の食事箋が必要です。)

※負担額には介護職員処遇改善加算、端数処理等の加減により若干の誤差があります。

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

4 サービス内容

○ 短期入所生活介護・介護予防入所生活介護（特別養護老人ホームセピアの園）

居 室	個室・2人部屋及び4人部屋となります
食 事	朝食 7時30分～ 8時30分 昼食 12時00分～13時00分 夕食 17時30分～18時30分
食事場所	指定された3階又は4階ホールにておとりいただきます。
入 浴	週に最低2回入浴していただきます。 ただし、身体の状況に応じ特殊浴又は清拭となる場合があります。
介 護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 着替え・排泄・食事の介護 オムツ交換・体位交換・シーツ交換・施設内移動の介助等。
生活相談	生活相談員に、介護以外に日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	看護師により健康管理を行います。
機能訓練	看護師により日常生活動作訓練を行います。

5 利用料金の支払い方法

(1) 指定居宅サービス利用料は、以下のいずれかの方法で支払って頂きます。

ア、当事業所の窓口での現金支払い

イ、下記指定口座への振込み

短期入所生活介護利用料金

京都銀行 三山木支店 口座番号 23478
口座名義人 特別養護老人ホーム セピアの園
理 事 長 小川 純達

ウ、預貯金口座からの自動引落とし

(2) 利用者が要介護認定を受けておられない場合は、介護給付費の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

6 サービスの利用手続き

(1) 短期入所生活介護サービス

事業所指定の利用申込書に必要事項を記入のうえ申し込みください。

居室に空きがあれば入所いただけます。

居宅サービス計画に短期入所生活介護の利用を計画されていない場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) 診断書の提出

新たにサービスを利用する方には、事業所指定の健康診断書を事業者に提出していただきます。

継続して利用されている利用者にも体調の変化等により入院され、退院後もサービスの利用を希望される場合には入院期間を問わず、診断書を提出していただきます。

(3) 面接

初回ご利用前に、サービス従事者が利用者の家庭等を訪問させて頂き、利用者の心身の状況や生活環境等を把握させていただくために面接を行います。その際、サービス利用にあたっての説明をおこないます。

(4) 利用契約書の締結

初回ご利用前に、事業者と居宅サービス利用契約を締結していただきます。

7 サービスの利用中止、変更、追加

(1) 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に申し出ください。

(2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合には、取消料として下記の料金をいただくことがあります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

取消料 当日の利用料金相当額

(3) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の都合または稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

8 緊急時の対応

当事業所は、利用者に対し、診療が必要であると認めた場合、ご家族等へ連絡をさせていただいた上で、協力医療機関等に診療を依頼することができます。但し、診療については医療費一部負担がかかります。

9 事故発生時の対応

利用者に対するサービスにより事故が発生した場合は、速やか利用者ご家族及び府市町村及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 苦情の受付について

夫々で受け付けました苦情は、セピアの園において、誠意をもって問題の解決を図ります。

(1) 苦情解決責任者

特別養護老人ホームセピアの園 施設長 佐藤 堅一

(2) 第三者委員

氏名	井爪 文一
住所	向日市寺戸町山繩手 19-28
電話番号	075-922-6826
氏名	喜多 英男
住所	京都府京田辺市薪里ノ内 68
電話番号	0774-62-1969

(3) 苦情解決の方法

① 苦情の受付等

- ・担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付けるものとする。
- ・担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を意見・要望等の受付書に記録し、その内容について申出人に確認する。
 - ア. 苦情の内容
 - イ. 申出人の希望等
 - ウ. 第三者委員への報告の要否
 - エ. 申出人と責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否
- ・責任者及び第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。この場合、責任者及び第三者委員はそれを担当者へ連絡し、担当者は、第2項により処理する。

② 苦情受付の報告、確認

- ・担当者は、受け付けた苦情はすべて責任者に報告する。
- ・投書など匿名の苦情についても意見・要望等の受付書に記録し、前号により報告するとともに、必要な対応を行う。

③ 苦情解決の話し合い

- ・第三者委員への報告の要否及び申出人と責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否が不要な場合は、申出人と責任者の話し合いによる解決を図るものとする。

- ・責任者は申出人との話し合いによる解決に努める。その際、申出人又は責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
- ・第三者委員の立ち会いによる申出人と責任者の話し合いは、次により行う。
 - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

(4) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

所在 地 京都府京田辺市飯岡南原 41 番地
 担 当 者 生活相談員 正木 真理子
 電話番号 0774-65-4881 (代表)
 FAX番号 0774-65-3841
 受付時間 年中無休 午前 9時 ~ 午後 6時

(5) その他

当施設以外にも居宅介護支援事業所、各市町村、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。

市町村名 京田辺市
 所 在 地 京都府京田辺市田辺 80 番地
 担 当 課 介護保険課
 電話番号 0774-63-1122 (代表)
 0774-64-1373 (直通)
 FAX番号 0774-63-5777
 受付時間 午前8時30分~午後5時15分 (正午~午後1時を除く)

市町村名 井手町
 所 在 地 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67
 担 当 課 福祉課
 電話番号 0774-82-6165 (代表)
 0774-82-2001 (直通)
 FAX番号 0774-82-5055
 受付時間 午前8時30分~午後5時30分 (正午~午後1時を除く)

市町村名 精華町
 住 所 地 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70
 担 当 課 福祉課
 電話番号 0774-94-2004 (代表)
 0774-95-1904 (直通)
 FAX番号 0774-93-2233
 受付時間 午前8時30分~午後5時 (正午~午後1時を除く)

市町村名 城陽市
住 所 地 京都府城陽市寺田東ノ口 1 6
担 当 課 高齢介護課
電話番号 0 7 7 4 – 5 2 – 1 1 1 1 (代表)
0 7 7 4 – 5 6 – 4 0 3 7 (直通)
0 7 7 4 – 5 6 – 3 9 9 9
FAX番号
受付時間 午前8時30分～午後5時 (正午～午後1時を除く)

市町村名 宇治市
住 所 地 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地
担 当 課 介護保険課
電話番号 0 7 7 4 – 2 2 – 3 1 4 1 (代表)
0 7 7 4 – 2 0 – 8 7 3 1 (直通)
0 7 7 4 – 2 0 – 8 7 7 8
FAX番号
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時を除く)

市町村名 木津川市
住 所 地 京都府木津川市 木津南垣外 1 1 0 – 9
担 当 課 高齢介護課
電話番号 0 7 7 4 – 7 2 – 0 5 0 1 (代表)
0 7 7 4 – 7 2 – 1 2 1 3 (直通)
0 7 7 4 – 7 2 – 3 9 0 0
FAX番号
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時を除く)

京都府国民健康保険団体連合会
所 在 地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 6 2 0 番地 C O C O N 烏丸内
担 当 課 介護保険課
電話番号 0 7 5 – 3 5 4 – 9 0 9 0
FAX番号 0 7 5 – 3 5 4 – 9 0 5 5
受付時間 午前9時～午後5時

※ 上記行政機関は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みとなっています。

2025年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明し交付しました。

事業者

住所 京田辺市飯岡南原41番地
氏名 社会福祉法人 愛育会
理事長 小川 純達

説明者

職属 特別養護老人ホーム セピアの園
職名 生活相談員
氏名 正木 真理子 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始・決められた利用料を支払う事に同意しました。また、必要に応じ、私及び家族の個人情報を提供されることについても同意しました。

契約締結日 2025年 月 日

契約者

住所
氏名 印

代理人

住所
氏名 印

契約者との関係

家族

住所
氏名 印

契約者との関係